

○岡山市水道局指定給水装置工事事業者規程

平成10年3月16日

市水道局管理規程第2号

岡山市水道局指定工事店規程(平成元年市水道局管理規程第11号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定工事事業者の指定等(第4条—第9条)

第3章 主任技術者(第10条・第11条)

第4章 指定工事事業者の義務(第12条—第15条)

第5章 雑則(第16条—第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)及び岡山市水道条例(平成9年市条例第72号。以下「条例」という。)第6条第4項の規定に基づき、岡山市水道局指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令 水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。
- (2) 管理者 水道事業管理者をいう。
- (3) 給水装置 管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (4) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。
- (5) 主任技術者 法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、給水装置工事に関する法令、条例及び規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 指定工事事業者は、その業務が公共の福祉に密接な関係があることを自覚し、地震、風水害等による災害及び水道施設の事故等に伴う復旧工事等管理者から職務上の要請があった場合は、これに協力しなければならない。

第2章 指定工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 指定工事事業者の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者及び役員の氏名
- (2) 岡山市において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(様式第2号。以下「誓約書」という。)
 - (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事事業者として指定をする。

- (1) 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- (2) 次の機械器具を有すること。

ア 管の切断用の機械器具

イ 管の加工用の機械器具

ウ 接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるものの

(指定の更新)

第5条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 管理者は、指定の更新の際に、次の各号に掲げる指定工事事業者に関する事項を確認することができる。

(1) 指定給水装置工事事業者研修会の受講状況

(2) 指定工事事業者の業務内容

(3) 主任技術者等の研修会の受講状況

(4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

6 管理者は、前項で確認した事項の全て又は一部を公表することができる。

(指定工事事業者証の交付)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、指定工事事業者に岡山市水道局指定給水装置工事事業者証（様式第3号。以下「指定工事事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事事業者は、次条第1項第1号及び第2号の届出を行う場合は、指定工事事業者証を提出するものとする。

3 指定工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。

4 指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出するものとする。

5 指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事事業者は、次のいずれかの事項に変更のあったときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 法人にあっては役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4号）に次の書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書

3 指定工事事業者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から 10 日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第 5 号）を管理者に提出しなければならない。

（指定の取消し又は停止）

第 8 条 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の指定を取り消し、又は 6 月以下の期間を定め指定の効力を停止することができる。

- (1) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (2) 第 5 条の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第 11 条の規定に違反したとき。
- (5) 第 13 条の基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第 15 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

2 前項の処分その他必要な事項は、管理者が別に定める。

（指定等の公示）

第 9 条 次の各号に該当するときは、その都度公示する。

- (1) 第 4 条の規定により指定工事事業者を指定したとき。
- (2) 第 7 条の規定により指定工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 前条の規定により指定工事事業者の指定を取り消し、又は停止したとき。

第 3 章 主任技術者

（主任技術者の職務等）

第 10 条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認

(4) 給水装置工事に關し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に關する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に關する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第11条 指定工事事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、その日から2週間以内に新たな主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 主任技術者を選任し、又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6号)により、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

4 主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

第4章 指定工事事業者の義務

(連絡体制)

第12条 指定工事事業者は、事業の運営に關し管理者と緊密な連絡体制を確保するよう努めなければならない。

(事業の運営に關する基準)

第13条 指定工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に關する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに第11条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、

第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修等の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(施行の承認)

第14条 指定工事事業者が給水装置工事（修繕工事を除く。次条第1項において同じ。）

を施行するときは、あらかじめ管理者が別に定める給水装置工事申請書及び給水装置工事設計書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定工事事業者は、工事の施行にあたっては、条例第9条の工事費、条例第11条の

加入負担金等，条例第 33 条第 1 項の給水装置設計審査・検査手数料及び同条第 2 項の分岐工事監督費の納付並びに道路使用の許可等適正な手続きを確保しなければならない。

（完工報告及び検査）

第 15 条 指定工事事業者は，給水装置工事を完了したときは，直ちに管理者が別に定める給水装置工事完工報告書を提出し，管理者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果手直しを命じられたときは，管理者の指定する期間内にこれを行い再検査を受けなければならない。

3 管理者は，前 2 項の検査について必要と認めるときは，当該工事に係る主任技術者の立会いを求めることができる。

4 管理者は，指定工事事業者が施行した給水装置工事に関し，必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第 5 章 雑則

（委員会）

第 16 条 管理者は，指定工事事業者等に対する処分等について公正を期するため，岡山市水道局指定給水装置工事事業者等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は，次に掲げる事項について調査，審議する。

（1）第 8 条に規定する指定の取消し及び停止に関すること。

（2）次条に規定する表彰に関すること。

（3）その他管理者が必要と認める指定工事事業者等に関すること。

3 委員会の組織，運営その他必要な事項は，管理者が別に定める。

（表彰）

第 17 条 管理者は，特に優良と認める指定工事事業者に対しては，これを表彰することができる。

2 前項の表彰の運営その他必要な事項は，管理者が別に定める。

（研修会等）

第 18 条 管理者は，給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図り，使用者への安全で安心な給水の確保の実現に資するため，指定工事事業者，主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする研修会を実施することができる。

2 管理者は、他団体の実施する研修会又は講習会を推薦することができる。

3 第1項の研修会の運営その他必要な事項は、管理者が別に定める。

(業務連絡機関)

第19条 指定工事事業者が管理者との業務連絡のため中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく協同組合その他の団体を組織し管理者の承認を受けたときは、当該団体を管理者との業務連絡機関とすることができる。

2 前項に規定する管理者の承認を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した届出書を管理者に提出するものとする。

(1) 団体の名称、所在地及び代表者の氏名

(2) 団体を構成する指定工事事業者の名簿

(3) その他管理者が必要と認める事項

3 前項各号に掲げる事項に変更があったときは、管理者に速やかに届け出るものとする。

(委任)

第20条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧規程に基づく指定工事店に対する経過措置)

第2条 この規程による改正前の岡山市水道局指定工事店規程（以下「旧規程」という。）の規定により指定を受けている岡山市水道局指定工事店（以下「指定工事店」という。）は、施行日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があった日までの間）は、この規程による改正後の岡山市水道局指定給水装置工事事業者規程（以下「新規程」という。）の規定により指定を受けた指定工事業者とみなす。

2 旧規程の規定により指定を受けている指定工事店が、施行日から90日以内に、次の各号に定める事項を旧指定給水装置工事事業者届出書（附則様式）により管理者に届出したときは、新規程の規定により指定を受けた指定工事業者とみなす。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 法人である場合には役員の氏名

(3) 事業の範囲

(4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出書には、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

4 第2項の届出を行う指定工事店は、届出と同時に旧規程の規定に基づく指定工事店証及び標示板を管理者に返納しなければならない。

5 管理者は、第2項の届出を受理した後、新規程第6条に定める指定工事業者証を速やかに交付する。

6 第2項の規定により指定工事業者とみなされた者についての新規程第8条の規定の適用については、施行日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号まで又は第5号から第7号まで」と、同条第2号中「第5条」とあるのは「第5条第2号又は第3号」とする。

7 第2項の規定により指定工事業者とみなされた者については、新規程第12条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは、「主任技術者又は旧規程の規定により管理者に承認された責任技術者」とする。

(旧規程に基づく責任技術者に対する経過措置)

第3条 平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第7項に定める経過措置の適用にあたり、旧規程の規定による責任技術者の資格を有する者にあたるものとみなす。

(1) 旧規程の規定に基づき責任技術者として管理者の承認を受けている者

(2) その他管理者が前号に相当すると認める者

(旧規程に基づく処分の経過措置)

第4条 施行日前の行為に対する処分の適用については、なお従前の例によるものとし、旧規程の規定による処分については、施行日以後もその効力を有するものとする。

(旧規程に基づく管理者の承認を受けた団体に対する経過措置)

第5条 旧規程の規定により管理者の承認を受けた団体は、新規程の規定により管理者の

承認を受けた団体とみなす。

附 則（平成 12 年市水道局管理規程第 1 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年市水道局管理規程第 12 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 12 年市水道局管理規程第 13 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年市水道局管理規程第 18 号）

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の岡山市水道局指定給水装置工事事業者規程第 2 条の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年市水道局管理規程第 7 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年市水道局管理規程第 11 号）

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（令和元年市水道局管理規程第 3 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年市水道局管理規程第 4 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 4 条第 3 項第 1 号及び第 5 条第 3 号アの改正規定、同号オの改正規定及び同号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える改正規定並びに

様式第2号の改正規定は、令和元年9月14日から施行する。

（指定工事事業者の指定の更新に関する経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に岡山市水道局指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の指定を受けている同規程第1条に規定する指定工事事業者の施行日後の最初の改正後の第5条の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「岡山市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程（令和元年市水道局管理規程第4号）の施行の日（以下この項において「改正規程施行日」という。）の前日から起算して5年（当該指定を受けた日が改正規程施行日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

附 則（令和3年市水道局管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年市水道局管理規程第3号）

この規程は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第2条中岡山市水道局指定給水装置工事事業者規程第2条第4号の改正規定は令和6年4月1日から、第5条の規定は令和8年4月1日から施行する。